

健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

基本施策/いじめ、不登校等対策の充実

事業番号	315	316
事業名	学校巡回カウンセラーの派遣	教育相談事業（適応指導教室等を含む）
事業概要	小学校を学校巡回カウンセラーが訪問し、児童生徒や教職員を対象に、いじめや不登校、生活の問題に関する相談を行う。また、小学校からの要請に応じてカウンセラーを派遣する。	心因性の不登校児童生徒に対して学校復帰を目指すためのカウンセリングや、遊戯・行動療法、集団活動、体験的活動等を行う。
指標	-	-
初期年度： 初期値 (計画策定時)	-	-
目標年度： 目標値	-	-
実施年度： 実績値	-	-
19年度 実施状況等	学校を訪問し、相談活動を行った。 実施数：139校 相談件数：209件 (3月末現在)	個別のカウンセリングや遊戯・行動療法を実施した。 面接相談件数：8,074件 電話相談件数：3,785件 入級児：127人 (3月末現在)
備考 (特記事項)		
担当(課)	子ども家庭・子ども総合センター	子ども家庭・子ども総合センター

健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

基本施策/いじめ、不登校等対策の充実

事業番号	317	318	319
事業名	少年サポートチームの設置	児童自立支援策の充実	薬物乱用対策事業
事業概要	教員・警察官のOBを配置し、問題行動を繰り返し起こす児童生徒やその保護者、被害にあった児童生徒に適切な対応を行うとともに、学校・教育委員会・警察等の関係機関の連携を図る。	増加傾向にある不登校、シンナー等非行対策の強化を図るため、非行少年の更生とその家族及び地域への対応策を充実させるとともに、社会的自立を支援するため、専門的な職員を配置するなど既存施設の機能強化やファミリーグループホーム等を運営するNPO等の支援を検討する。また、児童自立支援施設の設置にあたっては、様々な課題があるため、引き続き検討する。	シンナー等薬物乱用依存者の治療や社会復帰に向けた取り組みの充実を図るとともに、保健・医療・福祉等の連携、支援体制の充実を図りシンナー等の薬物問題の減少につなげる。
指標	-	-	-
初期年度： 初期値 (計画策定時)	-	-	-
目標年度： 目標値	-	-	-
実施年度： 実績値	-	-	-
19年度 実施状況等	児童生徒対応：63名 保護者対応：23名 訪問校数：27校 計：135回	検討	薬物対策連絡協議会 ：12月14日実施 薬物相談：2回/月実施 薬物問題家族教室 ：1回/月実施 薬物乱用・依存問題専門研修：2回/年実施、 参加人数178名 薬物関連問題実務者 ネットワーク会議：3回 /年実施、参加人数127名 薬物問題に関する普及 啓発 記録映画「ライフア ズ～終身刑を超えて」上 映会と薬物依存回復者に よるトークを開催。参加 人数85名
備考 (特記事項)			
担当(課)	教育・指導第二課	子ども家庭・子育て支援課、 子ども総合センター、青少年課	保健福祉・ 精神保健福祉センター

健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

基本施策/いじめ、不登校等対策の充実

事業番号	320	321	322	323
事業名	虐待の早期発見・適切な事件化及び児童への支援、関係機関との連携強化	家族のためのペアレントトレーニング事業	メンタルフレンド派遣事業	ひきこもり児童宿泊等指導事業
事業概要	子どもの人権を守り健やかな成長を支援するため、要保護児童対策地域協議会の開催や虐待を受けた児童のケア、子育てに悩む家庭などを支援する。	「虐待を行った保護者」及び「養育不安のある保護者」に対して、適切なカウンセリングを行いながら、児童に対する養育技術や家庭環境の整備に関する訓練を行う。	被虐待・ひきこもり等の児童に対して、メンタルフレンドが家庭訪問等を行い、当該児童とのふれあいを通じて心の健康の改善や家庭環境の再構築を支援する。	ひきこもり等不登校児童の社会適応能力、対人関係、自主性、意欲等の向上や精神的安定、ストレスの解消を図るため、日帰り事業や親子関係を支援するための七宝・陶芸教室を実施する。
指標	区実務者会議設置	参加家族数	-	-
初期年度： 初期値 (計画策定時)	16年度：0	16年度：7家族	-	-
目標年度： 目標値	21年度：全区に設置	21年度：11家族	-	-
実施年度： 実績値	17年度：全区に設置	19年度：21家族	-	-
19年度 実施状況等	市に「要保護児童対策地域協議会」を、各区に「要保護児童対策実務者会議」を設置した。	「養育不安コース」、「家族再統合コース」の2コースを実施し、児童の家庭復帰を図った。 養育不安コース ・対象：21家族 ・うち参加：19家族 家族再統合コース ・対象：20家族 ・家庭復帰等児童数：5ケース (プログラム終了件数)	メンタルフレンドの募集、研修、実習を実施し、メンタルフレンド登録者を家庭等へ派遣した。 活動件数：1,158件 登録者数：91名	日帰り事業、親子支援(陶芸教室)等を実施した。 陶芸教室：67人 (3月末現在)
備考 (特記事項)				
担当(課)	子ども家庭・子ども総合センター	子ども家庭・子ども総合センター	子ども家庭・子ども総合センター	子ども家庭・子ども総合センター

健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

基本施策/いじめ、不登校等対策の充実

事業番号	324	325	326	327	328
事業名	子どもの権利擁護調査委員会の設置	自立援助ホーム	児童養護施設入所児童等運転免許取得費助成	児童養護施設における小規模グループケアの実施等	一日里親事業
事業概要	子どもの権利擁護を推進するため、弁護士や医師、大学教授などからなる「子どもの権利擁護調査委員会」を設置し、児童福祉施設内での処遇や措置に対する意見等に基づき調査審議を行う。	児童養護施設を退所した子どもが集団生活を送りながら、相談・援助を受けることができる自立援助ホームや、資格取得費の助成を行う。	児童養護施設を退所した人や自立援助ホーム入所者を対象に、普通自動車免許取得費を助成する。	虐待を受けた子どもの多くは、きめ細やかなケアや治療を必要としていることから、家庭的なケアを実施するため、市内の児童養護施設等において、小規模グループケア等ができるよう施設の充実に努める。	児童養護施設に入所している児童に温かい家庭生活を体験させ、児童の社会性の涵養・情緒の安定、退所後の自立を促進する。
指標	-	-	-	実施施設数	一日里親数
初期年度： 初期値 (計画策定時)	-	-	-	16年度：5施設	16年度：341人
目標年度： 目標値	-	-	-	21年度：6施設	21年度：350人
実施年度： 実績値	-	-	-	19年度：5施設	19年度：299人
19年度 実施状況等	子どもの権利擁護調査委員会の開催 開催回数：0回	入所児童の自立を促進する場として活動している。 入所児童数：10人 (平成20年3月時点)	免許取得者：10名	家庭的な環境の中で、児童養護施設等職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供。	一日里親を対象に家庭生活体験行事、「児童養護施設卒園児を励ます会」、里親研修会を実施した。 会員数：299人 (85.4%)
備考 (特記事項)					
担当(課)	子ども家庭・子育て支援課	子ども家庭・子育て支援課	子ども家庭・子育て支援課	子ども家庭・子育て支援課	子ども家庭・子ども総合センター

健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

基本施策/いじめ、不登校等対策の充実

事業番号	329
事業名	家庭養育推進事業 (里親の育成)
事業概要	児童福祉への理解を深め、養育里親の開拓、里親の養育技術の向上を図り、要保護児童の福祉の増進を図るため、里親及び里親希望者に対して研修を実施する。
指標	-
初期年度： 初期値 (計画策定時)	-
目標年度： 目標値	-
実施年度： 実績値	-
19年度 実施状況等	里親及び里親希望者に対し、研修を実施した。毎月1回里親を対象に「里親サロン」を開催し、里親自身の養育技術等の向上を図った。
備考 (特記事項)	
担当(課)	子ども家庭・ 子ども総合センター

健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

基本施策/いじめ、不登校等対策の充実

事業番号	330	331	332・333	334	335
事業名	生き生きバリアフリー	保健福祉相談コーナー充実事業	北九州市障害者相談支援事業	障害児通園施設の総合通園化	ホームヘルプサービス事業
事業概要	地域の障害のある子どもたちを、地域活動に受け入れていくきっかけをつくるとともに、地域の人々との交流により相互理解を深めることを目的に、障害に応じたプログラムを実施する。	障害者の状況に応じた総合的なサービスが提供できるよう、健康づくりから介護サービスまで、あらゆる相談を受け付ける相談コーナーの充実を図る。	障害者の地域生活の安定と福祉の向上を図るため、専門的な立場からの相談を受け、必要な支援を円滑に実施する。	知的障害児や肢体不自由児及び難聴幼児が、身近な地域で障害の種別を越えて指導・訓練を受けることができるよう、障害児通園施設の総合通園化を図る。	日常生活を営むのに支障がある障害児(者)に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事援助・身体介護・外出支援等の日常生活上の必要なサービスを行うことで、在宅・地域生活の支援を行う。
指標	延べ実施箇所数	-	-	-	-
初期年度: 初期値 (計画策定時)	16年度: 14か所	-	-	-	-
目標年度: 目標値	21年度: 49か所	-	-	-	-
実施年度: 実績値	19年度: 35か所	-	-	-	-
19年度 実施状況等	7か所で実施。	実施事業: 保健福祉相談コーナー職員(新任)研修 開催期日: 平成19年5月7、8日 開催場所: アシスト2階講堂 研修内容 ・障害者と障害者施策について ・障害福祉・精神保健福祉・子ども総合センターについて ・障害者自立支援法について ・高齢者施策について ほか 参加人数: 102人	相談業務 区役所など、相談機関により行われた相談業務の中で抽出された、困難な課題に対する対応のあり方について、H19年度に発足した自立支援協議会にて、調整や検討を行うことで、障害者の自立を促進するなど、自立支援協議会との連携を図った	4施設において実施 年間延べ利用人員: 0人	障害福祉サービスによる利用者数: 972人 地域生活支援事業による利用者数: 319人 (いずれも障害児・障害者を合わせた人数)
備考 (特記事項)			No.333(精神障害者地域生活支援センター)と統合に伴い、事業名・事業概要変更。(旧・障害者支援センター運営委託事業)		平成18年10月より自立支援法によるサービスに移行
担当(課)	教育・生涯学習課	保健福祉・障害福祉課	保健福祉・障害福祉課	保健福祉・障害福祉課	保健福祉・障害福祉課

健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

基本施策/いじめ、不登校等対策の充実

事業番号	336	337	338	339	347
事業名	心身障害児(者)短期入所事業	身体障害者・知的障害者デイサービス事業	障害児放課後サポートクラブ事業	障害児の長期休暇対策事業	発達障害者総合支援事業
事業概要	介護者の病気などにより、一時的に介護が受けられなくなった在宅の障害児(者)を障害者施設において短期間介護を行う。	在宅障害者の自立の援助や社会参加の促進を目的に、通所による日常生活訓練や入浴・給食サービスの提供を行う。また、新たな施設整備の際には障害者デイサービス施設併設を検討する。	障害のある中高生が養護学校放課後に活動する場を確保し、施設利用者との交流や設備を利用した体験学習を通じ卒業後の地域生活のスムーズな移行を図る。また、障害児を持つ親の就労支援とレスパイトに寄与する。	障害児本人の健全な育成と家族の介護負担の軽減を図るため、障害児の長期休暇の過ごし方について、活動の場・各種のプログラムを提供する。	自閉症などの発達障害に関しては、平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行されるなど、適切な支援体制の整備が必要であり、平成17年度から「発達障害児(者)支援体制整備検討委員会」を発足させ、それまでの発達障害施策を整理し、新たに「発達障害者総合支援事業」を立ち上げ、発達障害者に特化した事業を展開する。
指標	-	-	-	-	-
初期年度: 初期値 (計画策定時)	-	-	-	-	-
目標年度: 目標値	-	-	-	-	-
実施年度: 実績値	-	-	-	-	-
19年度 実施状況等	短期入所延利用者数: (宿泊のみ)1,897人 いずれも障害児・障害者を合わせた人数	デイサービス利用者数 ・3~9月:1,933人 ・10~2月(経過的デイサービス事業):834人	19年度より、日中一時支援事業の放課後対策として「No.306」に統合。 (参考:18年度実績) ・年間延利用人数: 1,983人 ・年間延利用回数: 8,804人	実施内容 障害児及びその家族が主体となって、夏休み期間中に活動している団体が実施する活動に対し、ボランティアを派遣するもの。 実績 ・実施箇所数:6箇所 ・実施日数:延べ17日間 ・参加児童数:延べ363名 ・ボランティア数:延べ362名	整備検討委員会を開催(3回) 圏域連絡調整会議を開催(2回) 発達障害シンポジウムを開催(11月) 商業店舗向け啓発リーフレット「知ってほしいな発達障害のこと」を作成
備考 (特記事項)	平成18年10月より自立支援法によるサービスに移行し、短期入所のうち、日帰りショートは日中一時支援事業として位置づけられた。	障害者自立支援法の新体系においては、障害者デイサービス事業は廃止となり、日中活動(生活介護等)に移行したため、事業終了。	平成19年度より、日中一時支援事業の放課後対策として「No.306」に統合		18年度新規事業
担当(課)	保健福祉・障害福祉課	保健福祉・障害福祉課	保健福祉・障害福祉課	保健福祉・障害福祉課	保健福祉・障害福祉課